

長崎県立長崎西高等学校 関西同窓会会則

(設立 昭和57年2月1日) 平成18年7月8日改定

- 第1条 本会は長崎西高等学校関西同窓会と称する。
- 第2条 会員相互の親睦と交流を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会の事務所を関西に置く。事務局を大阪市北区東天満2丁目2番7号203
- ① 「みらね建築設計事務所」内に置く。
- 第4条 会は関西及びその周辺地域に居住する会員を以って組織する。
1. 正会員：卒業生及びそれに準ずる者
  2. 特別会員：母校旧職員
- 第5条 本会に次の役員を置く。
1. 会長：1名
  2. 副会長：若干名
    - ① 3.理事：若干名
    - ② 4.幹事：各回卒生1名以上
    - ③ 5.監査：1～2名
- 第6条 会長は幹事会の推薦に基づき総会において選出する。副会長は会長の指名とする。幹事は各回卒の推薦において選出する。

- 第7条 会長は会務を総理する。副会長は会長を補佐する。幹事は会務を処理する。
- 第8条 会長の任期は3年以内とし、幹事会の推薦により総会にて選出する。任期中に事故が生じた場合は副会長の内より残任期間を代行する。
- 第9条 本会の事務所を関西に置く。年会費は3000円とする(平成18年7月8日改定)。会費納入方法は郵便振込とする。
- 第10条 本会は毎年1回総会を、幹事会の議を経て会長が招集する。開催日は6月を原則とするが日程変更及び臨時総会を開催することが出来る。
- 第11条 総会・懇親会等の経費はその都度、之を徴収する。
- 第12条 総会出席3分の2以上の同意ある時は会則を変更することが出来る。但し賛否同数の時は会長之を決定する。
- 第13条 本会の会計は4月1日に始まり翌年3月31日の終わる。
- 附則
1. 当会の運営は事務局及び幹事会にて行う。
  2. 事務局には代表(事務局長) - 1名、副代表(事務局次長) - 1名、会計 - 1名を置く。
  3. 幹事会は事務局の招集にて開催する